

Vol.06  
平成22年1月発行

# 肝属中部 畠かんだより



編集事務局  
肝属中部地域  
畠かんだい営農推進本部  
〒893-0011  
鹿屋市打馬2丁目16-6  
(県大隅地域振興局農政課及課内)  
TEL:0994-44-6827  
FAX:0994-44-3508

## 経営安定のポイントは畠かんの活用に有り

### ◆有田農産有限会社の概要

- 所 在 地: 曽於郡大崎町坂宿 3459
- 経 営 主: 代表取締役 有田通文
- 主 要 事 業: だいこん等露地野菜の生産・加工販売
- 経 営 規 模: 農地 79ha ハウス 70a
  - だいこん 67.8ha, ばれいしょ 8.2ha,
  - 焼酎用さつまいも 16.2ha, キャベツ 14.1ha,
  - さといも 5ha, 軟弱野菜 4ha, その他 3.6ha
- 従 業 員 数: 役員 3名, 従業員 96名
  - (うち中国人研修生, 実習生 9名)

### ◆経営の経緯

- S62: 就農 作付面積 2.5ha 土付漬物用だいこんの生産
- H 6: 29歳で経営移譲 青果用だいこんの導入
- H10: 認定農業者に 大型だいこん洗浄機の導入
- H11: すべて青果用だいこんに転換
- H13: 有田農産有限会社設立 高性能高圧大型洗浄機の導入
- H15: エコファーマー認定 切干・千切だいこんの生産開始
- H17: JAS 有機認証・有機加工食品認定  
かごしまの農林水産物認証取得
- H18: 南大隅町佐多に佐多支店設置  
全国農業コンクールで優秀賞とクボタ賞を受賞
- H19: 佐多支店を廃止し、(株)スキルファーム設立  
70aのハウスを導入し、ほうれんそう栽培を開始
- H21: 集荷施設・加工施設を整備  
1次加工野菜の生産・販売開始



### 農地の集積状況



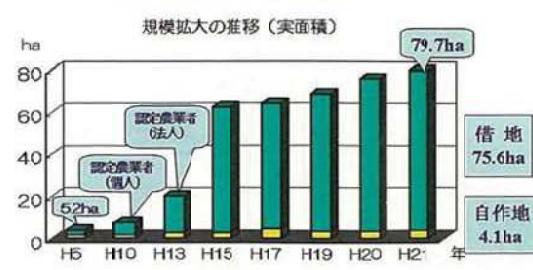
### ◆経営の変遷

有田氏は後継者として昭和62年に就農し、2.5haの漬物用だいこんの生産を行っていましたが、29歳で経営移譲された時から、青果用だいこんを中心に生産を開始しました。

また、平成9年に青森県で、だいこん収穫機等を視察したことで、機械化による大規模経営を目指したことが転換期になりました。

その後、だいこん収穫機や大型洗浄機等の導入をすすめ、機械化一貫体系を確立し、平成11年には作

### 規模拡大の推移

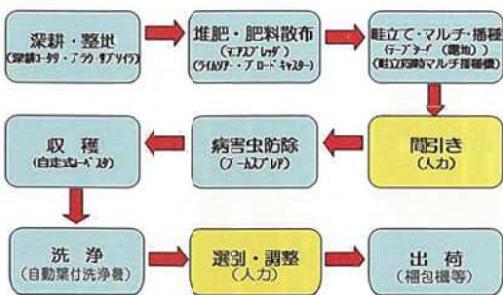


付面積を就農当初の14倍(35ha)まで拡大しました。

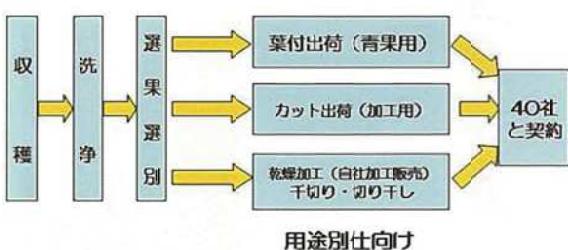
平成10年に認定農業者となり、町の経営改善支援センターの支援を受けて、農地の確保・集積をすすめました。土づくりや適切な管理等に努めた結果、借地の拡大や長期契約が可能になりました。また、地権者の理解のもと、ほ場の畦畔を取り除き、ほ場を大区画に整備し、大型機械での作業性の改善をすすめました。

現在では、事務所周辺に84%のほ場を集積し、作業効率化が図られています。

#### だいこんの生産機械化一貫体系の確立



#### だいこんの用途別販路開拓による経営拡大



また、規格外品は、"千切り・切り干しだいこん"に加工し、販売しています。

一方、安心・安全の信頼性を高めるため、平成17年から「かごしまの農林水産物認証」等を取得し、すべての品目で生産履歴を整備しています。



さらに、平成21年に新たに集荷施設と加工施設を整備し、だいこんツマやおでん用だいこんの皮むき、キャベツの芯抜き、さといもの皮むきの加工・出荷をすすめ取引先のニーズに応えています。

販売については契約取引を主体にし、現在40数社と取引があり、リスク分散を図るとともに、契約数量に応じた、計画的な生産を行っています。



#### ◆販売面の強化

経営の柱であるだいこんは、ツマ用やおでん用の加工向けと、葉付きの青果用等、用途別に、契約先に応じた形態で出荷しています。業務用については、"青果用の規格外を出荷する"という印象がありますが、取引先からは、だいこんの直径や曲がり等、青果用より厳しい規格が求められる場合もあります。

#### ◆畑かんを活用した今後の経営展開

##### ～リールマシンなど散水機材の導入開始～

近年の温暖化の影響で、干ばつや集中的な大雨となるケースが増えています。計画的な生産と出荷、安定した品質のためには、かん水対策も重要な課題になります。このため、平成21年にリールマシンを導入し、畑かん水を利用した、計画生産が実現できるようになりました。

さらに、散水器材の整備を計画的にすすめることにしています。

このリールマシンは、トラクタ等で移動し、複数のほ場で使用できます。ほ場に設置し、かん水を開始した後は、自動散水・停止するため、他の作業をすることができます。経営面積が比較的大きい畠作農家にとっては、効率的な散水器具と言えます。



## ◆最後に

生産・出荷体制が整ったことで、「ものづくり、商品づくり」にこだわり、有田農産ブランドの確立を図っていきます。

(曾於畠地かんがい農業推進センター)

## モデル実証団地の取り組み（鹿屋市下堀地区）

鹿屋市農政水産課 主幹 瀬 貴 浩 昭

### ◆実証団地の取り組み

下堀地区は、従来から根菜類、葉菜類を中心とする、土地利用型の露地園芸が盛んな地域であり、市内でも有数な露地園芸地帯です。下堀地区における実証の取り組みは、平成12年度から肝属中部地区畠地かんがい事業導入地域に密着した作物を実証してきました。

（実証作物：別紙参照）

### ◆実証展示

実証地域は、干ばつに強く、防災営農作物と言われるさつまいもの生産が主流であることから、平成14年度に検証作物として導入したブロッコリーを平成15年度からさつまいもの後作として実証展示を開始しました。

ブロッコリーの定植時期は、残暑の厳しい10月初旬であり、開始当初は、干ばつに

よる生育の遅延、不揃いが見られましたが、適宜散水を実施することで活着率が向上し、品質の均一化が図されました。

また、展示ほを実施しながら、ブロッコリーの作付面積の拡大を推進した結果、平成21年度には実証展示ほ場近辺で約5haのブロッコリーが栽培されています。

なお、平成18年度から輸送中の鮮度保持を図るため「氷詰め」の輸送を実施した結果、市場・量販店において高い評価を頂いたところです。

更に、平成21年度からは、ブロッコリー・ダイコンの2品目と甘藷（夏作物）を組み合わせた輪作体系の実証を行っています。

### ◆市場評価と今後の進め方

ブロッコリーは、平成18年度から尼崎中央青果市場との契約取引を実施しました。

出荷時期には、生産者と関係機関が市場へ

出向き、選果選別状況、到着状況等あらゆる面から意見交換を実施しています。

市場側からは、取り組み当初からすると品質、ボリュームともに、どこの産地と比べても見劣りしない、との評価を頂いています。

プロッコリーの肥大は、わずかな気温に左右される作物ですが、畠地かんがいの水利用による適期は種、定植を実行することで、作型分散、労働力の配分もできることから、今後は、甘藷（夏作）とプロッコリー、ダイコン（冬作）等との輪作体系を確立させ地域農業者の経営安定及び所得向上に努めていきます。



氷詰めを実施し尼崎中央青果市場へ出荷

#### 下堀地区における展示ほ設置実績

年 度	品 目	点数
12年度	ニンジン・白ネギ・加工バレイショ・新テッポウユリ	4
13年度	ニンジン・白ネギ・加工バレイショ・新テッポウユリ 青果用さつまいも・飼料作物	6
14年度	ニンジン・白ネギ・加工バレイショ・新テッポウユリ 青果用さつまいも・飼料作物	6
15年度	ニンジン・プロッコリー・白ネギ・青果用さつまいも・飼料作物	5
16年度	加工バレイショ・白ネギ・プロッコリー 緑肥+加工ニンジン+加工バレイショ+原料用サツマイモ（輪作）	6
17年度	ニンジン・加工バレイショ・プロッコリー	3
18年度	原料用サツマイモ・プロッコリー	2
19年度	プロッコリー	1
20年度	プロッコリー、サトイモ	2
21年度	プロッコリー、青果用ダイコン	2

## モデル実証団地の取り組み（鹿屋市吾平角野地区）

鹿屋市吾平総合支所 産業振興課 主任技師 田中哲太郎

### ◆はじめに

角野地区では、「青果・加工用さつまいも」との輪作体系の確立を検討するために、これまで「加工用ニンジン等」の実証展示は設置を行ってきましたが、平成20年度からは、新たな作物で畠かんを利用した輪作体系の確立を図ることを目的に、消費者ニーズが高く、ある程度機械化体系の確立している「新ごぼう」の実証に取り組んでいます。

### ◆昨年度の反省とその対策

- 9月中旬の播種を予定していたが、天候不順及び播種機械の手配に苦慮し、播種適期から大幅に遅れ10月16日となり、初期生育が著しく遅れた。
- 初期生育の遅れが大きく響き、被覆資材（パオパオ）を被覆しても生育が進まなかつた。
- その結果、冬場の低温で芽つぶれが生じ、欠株率が高くなつた。
- 本年度は、適期に播種が行えるように、生産者が所有するたばこマルチャーを改造し、適期播種に対応した。

#### 平成21年度実証ほの概要

実証ほ規模：10a区画1ヶ所

20a区画1ヶ所

供試品種：山田早生

播種日：9月7日・9月15日

播種方法：シーダーテープ播種

かん水計画：スミレイン40HDを使  
用し、播種後並びに一週間おきに20mmかん水

### ◆実証経過

9月7日午前中に「播種」した区画では、当日昼からスミレインによる散水（25mm/10a）を行い、その後はテンションメーター<注1>による計測でpF値<注2>が2.0を上回った時点で計3回のかん水を実施しました。（各20mm）

その結果、発芽率については95%以上、発芽後も生育が揃い、かん水による効果が得られました。

11月末日時点では地上部の生育も順調で、12月下旬からの収穫を予定しています。

今回の実証の結果から、播種時期におけるかん水の効果が十分確認できました。

今後は、今回の結果を次年度以降の栽培に活用し、産地化へ向け取り組んでいくこととしています。

<注1>テンションメーター：土壤水分を測るための機具。

<注2>pF値：土壤の乾湿を表わす数値



新ごぼうのかん水状況



新ごぼうの生育状況

## モデル実証団地の取り組み（肝付町後田地区）

肝付町農林水産課 課長補佐 松相 巧

### ◆地区の概要

後田地区は、肝付町の南西部に位置し鹿屋市吾平町角野地区に接し、畜産（肉用牛）が盛んで、地区一帯の畠地には飼料作物や原料用のさつまいも、落花生等の栽培が行なわれています。また、永野集落を中心に、マンゴーやぶどう、きんかん等の果樹栽培や施設を利用したインゲン等野菜の栽培も盛んです。



ハウスマンゴー

### ◆平成21年度の取組

#### ① 落花生の生産安定

今年度初めて落花生の水利用効果について実証しました。落花生は土壤水分や石灰が不足したときに空莢が発生するといわれています。今回は、花の咲く時期に一定量のかん水を行い、品質や収量について対象区（通常植）と比較し、かん水区の方が、品質・収量共に良い結果が出ました。

#### ② 暖房インゲンの生産安定

制限された水利用（週1回の水利用）の中で品質・収量をいかに高めていくかの実証を今年度も行います。前年度は、前半の生育遅れがあり、3番果までの収穫を見込んでの栽培計画でしたが、いろいろな悪条件が重なり合い、2番果までの収穫で終わってしまいましたので、今回は、3番果までの収穫を目指したいと考えています。

#### ③ ハウスマンゴーの生産安定

週1回のかん水間隔の中で、より効率的かつ効果的なかん水技術を確立し、玉そろいのいい高品質のマンゴーを作り上げていく実証を今年度も取り組みます。

#### ④ きゅうり＋ハウスえだまめ

水を利用した高収益野菜の輪作体系の確立を目指した実証を今年度も取り組みます。今までの取り組みで、えだまめの収量が、年によって差異があるようです。は種時期を今年度は考慮しながら実証に取り組んでいきます。

### ◆現状と課題

当地区の実証団地も他の地区や地域と同様、後継者不足や高齢化が進んでいます。今後は、担い手農家となる後継者の育成確保が緊密の課題となっています。同時に、農地が荒廃化していくのを防ぐ方策も必要になってきています。

最後に、これまでにも施設野菜、露地野菜、花卉、飼料作物等いろいろな作物で水利用効果の実証や輪作体系の実証取り組んで参りました。その結果、作物の計画的生産を実施していくためには、計画的な水利用の必要があります。必要な時期に必要な量の水の供給が求められています。畠かんの早期通水が望まれます。

## 国営事業の進捗状況と事業に対する質問について

農林水産省九州農政局 肝属中部農業水利事業所  
鹿児島県大隅地域振興局農林水産部 農村整備課

### 1. 国営事業進捗状況について

「国営肝属中部土地改良事業」の進捗状況は、下記のとおりです。

荒瀬ダムは、現在、主にダムの基礎掘削工事と原石山（ダムの築堤材料の採取地）の掘削工事を実施しております。

平成23年度より堤体盛立工事に着手する予定です。

パイプライン工事につきましては、現在までに約14km完了しており、事業費ベースで約59%の進捗となっております。

用水路、ファームpond等の工事につきましても順次、工事を進めています。



荒瀬ダム施工状況（平成21年10月撮影）



パイプライン埋設状況

### 2. 国営事業の計画変更に係る説明会などで、事業に対する質問のあった事項について

昨年の6月から9月にかけて国営肝属中部土地改良事業の計画変更にかかる説明会を各公民館などで開催いたしました。多数のみなさまに御参加いただきありがとうございました。

その際、受益者のみなさまから事業への質問がございました事項につきまして、記載いたします。

**問1 高齢化、後継者不足により耕作できない土地をどのようにするつもりか。**

**答1** 畑地かんがい事業の受益農地は、優良農地であるため、遊休農地にならないよう、市町及び、今後設立される土地改良区が、担い手農家等への集積を積極的に推進していきます。

その場合、

① 農地を売ったり貸したりする場合、水があることにより未整備の農地より有利に賃貸ができます。

② 農地を貸したい方には、農地の斡旋、流動化を進めるため、各市町の農業委員会を通じて担い手への農地の斡旋活動を行っています。

③ 農業管理センターで作業委託（の依頼）もできます。

詳しくは、各市町の農業委員会、JA（農協）へお問い合わせ下さい。

**問2 飼料作物やかんしょに水はいらないのではないか。**

**答2** 飼料作物は、かん水すれば発芽率や収量は高位で安定します。鹿屋市・肝付町の併びゆく畜産の飼料需要に応え、安全で安心できる畜産品を安定的な価格で消費者に提供するためには、自給飼料の確

保が重要です。

(飼料作物の効果としては、青刈りとうもろこし、イタリアンライグラス等において、地区内の実証圃の結果では、約20%の增收効果があることが立証されています。)

かんしょにつきましても、苗作りや植付時に水があれば天候に左右されない計画的な作付が可能になります。青果用はもちろんのこと、加工用や焼酎用であっても品質が高ければ安定した価格で取引されます。また、市場需要の高い時期に計画的に出荷できれば高収益をあげることも可能です。さらに、かん水によって、かんしょの収穫の前倒しも可能になりますので、裏作に、にんじん、大根などを組み合わせた輪作体系が図られ、収益増加につながることが、地区内の実証圃で実証されています。

### 問3 受益地の農地は今後どのような理由でも転用できなくなるのか。

**答3 農振農用地区域（農業を振興する区域）の農地は、農業用施設用地とする場合等を除き、転用は認められないこととなっています。**

やむを得ず、農振農用地区域の農地を区域から除外するときは、優良農地を確保し、また、地域の営農環境等に支障を及ぼさないなどの観点から、次の4つの要件をすべて満たす場合に限って行うことができます。

- ①農振農用地以外の土地とすることが必要かつ適当であって、農振農用地区域以外に代替すべき土地がないこと。
- ②農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと、
- ③土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれがないこと。
- ④土地改良事業工事完了公告後、8年を経過していること。（本事業完了後、8年以内に農地を畠地かんがい目的外の用途に転用した場合は、土地改良法第90条の

2の規定により特別徴収金を徴収されることがあります。）

### 問4 今回は、国営事業の計画変更に伴う同意取得であるとの説明だが、県営事業の同意取得は今回、行わないのか？

**答4 今回の同意は、国営事業の計画を変更するための同意であり、県営事業については、別途、県が説明会を開催し、再度、同意取得を行うこととしています。**

### 問5 国営事業と県営事業の同意は、どうして一度に取得しないのか？

**答5 土地改良法上、国営事業の同意は県営事業の同意とは別であること、また、国営事業と県営事業の開始時期が異なるなどの理由に加え、県営事業については詳細な事業計画を策定し、再度、説明会を開催したのちに同意取得を行う予定であることから、今回、同時に同意取得を行わないことにしております。**

### 問6 県営事業にて設置予定の給水栓は、30アール（3反）に1箇所設置するのか？

**答6 給水栓は、基本的に30アールに1箇所設置を予定していますが、栓の形状や配管計画、散水能力等により検討が必要ですので、設置位置などの詳細な内容については、県営事業導入前の説明会にて説明します。**

### 問7 パンフレットに記載の散水器具は、必ずどれかをつけないといけないのか？

**答7 パンフレットに記載の散水器具は一般的な事例として紹介しているものであり、今後、県営事業導入時に受益者の意向に沿って対応してまいります。**